

令和 7 年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 7 年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 研究所における令和 6 年度の契約状況は、表 1 のとおり、全体の契約件数 46 件、契約金額 6.21 億円である。このうち、競争性のある契約件数は 45 件（構成比 97.8%）、契約金額は 6.17 億円（構成比 99.3%）であり、競争性のない随意契約件数は 1 件（構成比 2.2%）、契約金額は 0.04 億円（構成比 0.7%）となっている。

令和 5 年度と比較して、競争性のある契約の件数及び金額が増加した要因は、「建物等の総合監視、日常・定期点検等の委託」や「電気の調達」等の複数年契約が令和 5 年度で満了したことにより、令和 6 年度に新たに 6 件の複数年契約を結んだためである。また、令和 6 年度補正予算により、研究用機器の調達を 5 件したことが影響している。

なお、競争性のない随意契約の 1 件は、上下水道の供給業務であり、やむを得ないものである。

表 1 令和 6 年度の研究所の調達全体像（単位：件、億円）

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(86.1%) 31	(88.1%) 3.00	(91.3%) 42	(97.2%) 6.04	(35.5%) 11	(101.1%) 3.04
企画競争 ・公募	(5.6%) 2	(1.9%) 0.06	(6.5%) 3	(2.1%) 0.13	(50.0%) 1	(105.9%) 0.07
競争性のある 契約(小計)	(91.7%) 33	(90.0%) 3.07	(97.8%) 45	(99.3%) 6.17	(36.4%) 12	(101.2%) 3.10
競争性のない 随意契約	(8.3%) 3	(10.0%) 0.34	(2.2%) 1	(0.7%) 0.04	(△66.7%) △2	(△87.8%) △0.30
合 計	(100%) 36	(100%) 3.41	(100%) 46	(100%) 6.21	(27.8%) 10	(82.2%) 2.80

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増減の () 書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。

- (2) 研究所における令和 6 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおり、契約件数 29 件（構成比 64.4%）であり、令和 5 年度の 18 件（構成比 54.5%）から増加している。

令和 6 年度の一者応札・応募の調達を類型別に見ると、一者応札件数 29 件の内、研究業務の委託及び研究用機器の購入（以下「研究業務等契約」という。）件数は 22 件（構成比 75.9%）と大半を占めており、研究業務等契約は、令和 5 年度よりも 9 件増

加している。

研究業務等契約については、その仕様が各研究業務に応じた特殊なものとなる場合が多く、対応できる業者が必然的に絞られるため、一者応札・応募になりやすい傾向にある。令和6年度も、前年度と同様に仕様書内容の簡素化・明確化及び公告期間の十分な確保等の取組を行ったが、一者応札となった研究業務等契約が増加したことに伴い、一者応札の構成比が増加した結果となった。

研究業務等契約以外についても、施工可能な業者が限られる「製造実験棟ボイラー更新工事」等の調達を行ったため、一者応札が2件増加している。

表2 令和6年度の研究所の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増減
2者以上	件数	15 (45.5%)	16 (35.6%)	1 (6.7%)
	金額	1.73 (56.4%)	4.12 (66.8%)	2.39 (138.4%)
1者以下	件数	18 (54.5%)	29 (64.4%)	11 (61.1%)
	金額	1.34 (43.6%)	2.05 (33.2%)	0.71 (53.1%)
合計	件数	33 (100%)	45 (100%)	12 (36.4%)
	金額	3.07 (100%)	6.17 (100%)	3.10 (101.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増減の（ ）書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

(参考) 令和6年度の研究所の一者応札・応募状況 (類型別) (単位：件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増減
研究業務等契約	件数	13 (72.2%)	22 (75.9%)	9 (69.2%)
	金額	0.36 (26.8%)	0.89 (43.4%)	0.53 (148.1%)
上記以外	件数	5 (27.8%)	7 (24.1%)	2 (40.0%)
	金額	0.98 (73.2%)	1.16 (56.6%)	0.18 (18.2%)
合計	件数	18 (100%)	29 (100%)	11 (61.1%)
	金額	1.34 (100%)	2.05 (100%)	0.71 (52.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増減の（ ）書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

- (3) 研究所における令和6年度の共同調達の実施状況は、契約件数7件、契約金額0.15億円となっている。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、汎用的な物品・役務に関する調達及び企画提案型入札の実施について取り組み、事務処理の効率化及び調達の質の向上に努めることとする。

(1) 汎用的な物品・役務に関する調達

汎用的な物品・役務に関する調達について、平成 25 年 12 月 24 日付閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、調達コスト低減等の観点から、令和 7 年度においても次の取組を徹底し、経費節減に努める。

なお、共同調達の実施品目については、7 件以上とする。また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。

おって、例年取り組んでいる複数年契約の推進については、独法会計基準上、中期目標期間を超える複数年契約は原則として認められないことから、令和 7 年度においては、実施しない。

(2) 企画提案型入札の実施

限られた予算の中で質の高い調達を行うため、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、総合評価落札方式や企画競争などの企画提案型競争入札について可能な限り実施することとし、令和 7 年度は 1 件以上実施することを目標とする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は契約責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事事件の未然防止に関する研修の実施

不祥事事件を未然に防止するため、引き続き研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」や新聞等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めることとする。

また、研修の実施に当たっては、受講者に理解度チェック兼アンケートを実施して研修効果を定量的に測定し、その結果を次回の研修に反映させることで研修内容の充実を図り、研修効果の向上に努めることとする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会等により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
副総括責任者	総務課長
メンバー	業務統括部門長、課長補佐、会計係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際に点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。